

資料 2

令和 8 年度岩手県外国人介護人材
介護福祉士国家資格取得支援事業
業務委託

委託仕様書

令和 8 年 3 月
岩 手 県

令和8年度岩手県外国人介護人材介護福祉士国家資格取得支援事業業務委託 仕様書

この仕様書は、「令和8年度岩手県外国人介護人材介護福祉士国家資格取得支援事業」に係る業務委託に関し、必要な事項を定めるものである。

1 目的

本事業は、県内介護事業所等で就労する外国人介護人材を対象とした、介護福祉士国家試験（以下「国家試験」という。）に向けた学習支援（介護福祉士国家資格取得対策講座、以下「講座」という。）を実施することで、外国人介護人材の国家資格取得につなげ、県内への定着及び介護分野での長期的な活躍を促進することを目的とする。

2 契約期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

本事業の業務内容は、次のとおりとする。

(1) 受講者の募集及び受入事業所等との調整

- ・ 本事業の対象者（以下「受講者」という。）は、県内介護事業所等で就労する、在留区分「技能実習」及び「特定技能」の外国人介護人材とする。
- ・ 受講者の募集（チラシの作成等）、受講申込の受付、外国人介護人材の受入事業所等との調整を行うこと。
- ・ なお、県内介護事業所等に対する事業実施の周知は県で行うことが可能であることから、募集チラシの印刷・配布は必ずしも必要としないもの。

(2) 介護福祉士国家資格取得対策講座の企画及び運営

ア 実施内容

- ・ 講座は、以下のとおり2コース設けることとし、受講者が国家試験に合格できるよう、介護に関する専門知識及び日本語能力の向上を目的とした学習内容とすること。
 - 国家試験対策コース（令和8年度国家試験受験予定者向け）
 - 介護に関する日本語学習コース（令和9年度以降国家試験受験予定者向け）
- ・ 講座の実施期間及び定員は、以下のとおりとする。
実施期間：6か月程度（国家試験のスケジュール等を考慮した期間とすること。）
定員：各コース15名程度
- ・ 講座の成果を把握するために、実施期間内において最低1回以上は模擬試験を実施すること。
- ・ 上記の内容以外で、受託者が受講者の知識習得や能力向上に効果的と認める取組があれば実施すること。

イ 実施体制

- ・ 県内各地域での受講が可能となるように、原則オンラインでの実施とすること。ただし、必要に応じて対面形式等で実施することも差し支えない。
- ・ オンラインでの実施に当たり、リアルタイムで受講できない者や欠席者に対する配慮（オンデマンド配信、後日補講の実施等）を講ずること。
- ・ 講師は、介護に関する技術や日本語に精通した者を選定すること。
- ・ 必要に応じて、通訳や日本語指導の専門家を配置する等、受講者が効果的に学習できるような体制を構築すること。

- ・ 受講者の入国年次等によって介護に関する知識及び日本語能力に差があることが想定されるため、講座の実施前に個々の能力を把握した上で、効果的な実施体制を構築すること（例えば、受講者の能力等に応じて、各コースにおいて複数のクラスに分けて実施することも差し支えない）。

ウ 実施成果等の確認

- ・ 講座の実施に当たっては、あらかじめ実施計画（任意様式）を作成し、講座の狙い、到達目標、習得する技能等を明確にすること。
- ・ 国家試験後（日本語学習コースの受講者においては、講座の全課程終了後）、受講者に対してアンケートを実施し、受講者の学習成果や今後の事業運営に関する改善点等を把握・分析し、県に共有すること。
- ・ 県及び受講者が勤務する介護事業所等に対し、受講者の学習状況や学習成果を月1回程度報告すること。

エ 教材

本事業に用いる教材については、介護や日本語等の専門家の意見を踏まえて、効果的な学習ができるように配慮すること。

オ 受講料等

- ・ 原則として受講に係る費用（模擬試験の受験料や教材費等を含む）は委託料から賄い、受講者に負担させないこと。
- ・ なお、対面形式で実施する場合の会場までの旅費や、オンラインに係る機材の購入等の費用については、受講者負担とすること。

(3) 受講者交流会の開催

- ・ 外国人介護人材同士の交流を図るため、実施期間内に1回以上、受講者を対象とした交流会（対面形式）を企画し、開催すること。
- ・ 本交流会についても、原則として参加料は受講者に負担させないこと（会場までの旅費については受講者負担とすること）。

4 その他留意事項

- (1) 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項に基づく「岩手県知事部局における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成28年2月15日付け障第900号保健福祉部長通知）第3に規定する合理的配慮について留意すること。
- (2) 受託者は、業務に必要な事務費等は委託料の範囲で準備すること。
- (3) 受託者は、個人情報の取扱いを伴う事務等を実施する際は、次のア～キに留意すること。
 - ア 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。
 - イ 当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者等」という。）を指定し、実施機関に報告すること。
 - ウ 利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。
 - エ 引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も県に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、県の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。
 - オ 個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受注業務従事者等が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があります、その場合、受託者は、実施機関の指示に従うこと。

(4) 本業務の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症等の感染予防対策を十分に講じること。

(5) 本仕様書に定めるほか、業務の実施に関する必要事項及び事業内容の変更等については、その都度、県と協議すること。